

障害者差別解消法への
対応状況について

障害者差別解消法に関する県及び県教育委員会の取組

1 相談窓口の設置

平成 28 年 4 月 1 日に、県(知事部局)において、健康福祉部障がい福祉課に相談窓口を設置。

また、県教育委員会では、人権教育課に相談窓口を設置。

2 職員対応要領の策定

障害者差別解消法第 10 条第 1 項の規定に基づき、平成 27 年 12 月 28 日付けで、県職員を対象とする「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく職員の対応に関する要領」を策定。

また、県教育委員会においても、県教育委員会事務局及び県立学校職員を対象に平成 28 年 3 月 18 日付けで、同要領を策定。

3 職員研修の実施

障害者差別解消法の施行に備え、平成 28 年 1 月から 2 月にかけて、県職員全体に対する説明会(所属長に対して 6 回、一般職員に対して 18 回)を実施。

平成 28 年 4 月以降、新規採用者研修や新任所属長研修において、障害者差別解消法の概要や職員対応要領について説明。

また、県教育委員会では、教職員を対象に、学校における合理的配慮等について研修を実施。

4 広報啓発活動の実施

(1) 平成 27 年度

- ① 障害を理由とする差別の解消に向けた地域フォーラムの開催(主催：内閣府・三重県)(平成 27 年 12 月)
- ② 県の広報紙である「県政だより」(平成 28 年 1 月号)に特集記事の掲載。
- ③ 三重テレビの「県政チャンネル」において啓発番組の放送(平成 28 年 1 月)。
- ④ 伊勢新聞への啓発広告の掲載(平成 28 年 3 月)。
- ⑤ 街頭啓発(津駅前と近鉄四日市駅前の 2 カ所)(平成 28 年 3 月)
- ⑥ 県内の障がい福祉サービス事業所連絡協議会、民生委員児童委員協議会、社会福祉法人等からの要請に応え、会議や研修会の場において説明。

(2) 平成 28 年度

- ① 障害福祉サービス事業者等集団指導時での説明(平成 28 年 7 月に県内 4 会場で説明)

- ② 県や医師会が主催者として開催する社会保険集団指導時での医療機関への説明(平成 28 年 7 月から平成 29 年 2 月までの間に、県内 9 会場で説明)
- ③ 三重県障がい者差別解消セミナーの開催(健康福祉部と三重県障がい者差別解消推進協議会との共催)
 - ・開催日時……平成 28 年 9 月 9 日(金)13 時 30 分から 16 時まで
 - ・場 所……県庁講堂(津市広明町 13 番地)
- ④ 出前トーク等を活用した障がい者団体や人権協議会に対する説明(随時)。
- ⑤ 市町からの要請による市町職員への説明(随時)。

5 障害者差別解消地域支援協議会の設置

平成 28 年 8 月に、三重県障がい者差別解消支援協議会を設置。平成 29 年 1 月に、第 2 回協議会を開催予定。

6 市町担当者会議での説明

職員対応要領の策定、相談体制の整備、啓発活動の推進等について、情報提供や依頼を行ってきましたが、引き続き法の運用に関する情報共有を図るとともに、職員対応要領の策定などについて働きかけを実施。

県教育委員会においても、市町教育委員会担当者を対象とした会議や市町教育委員会への訪問等の機会を通じ、市町教育委員会における職員対応要領の策定などの働きかけを実施。

相談の状況（平成 28 年 4 月 1 日から 6 月 30 日まで）

1 相談件数

相談窓口	障がい福祉課	人権教育課
件数(件)	6	1

※ 障がい福祉課 6 件の中に、人権教育課 1 件が重複しています。

2 相談種別

相談種別	件数(件)
不当な差別的取扱い	
合理的配慮の不提供	2
雇用	2
虐待	
苦情	2
その他	
合計	6

三重県障がい者差別解消支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項の規定に基づき、三重県障がい者差別解消支援協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織運営に関しては、この要綱の定めるところとする。

(目的)

第2条 この協議会は、関係機関でネットワークを構築することにより、県内で関係機関が行う障がいを理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例をふまえた障がいを理由とする差別を解消するための取組を、効果的かつ円滑に実施できるようにすることを目的とする。

(協議会の事務等)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる事務を行う。

- ① 複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事案や、関係機関が対応した事案の共有。
- ② 障がい者差別に関する相談体制の整備、障がい者差別の解消に資する取組の共有・分析。
- ③ 構成機関等におけるあっせん・調整等の様々な取組による紛争解決の支援。
- ④ 障がい者差別の解消に資する取組の周知・発信や障がい特性の理解のための研修・啓発。
- ⑤ その他前条の目的を達成するための事業。

(組織)

第4条 協議会は、委員30人以内で組織する。

(委員)

第5条 協議会の委員は、三重県健康福祉部長が選任するものとする。

- 2 協議会の委員は、学識経験者、弁護士、障がい者団体、事業者、まちづくり団体、社会福祉団体、国、市町、学校等で構成する。
- 3 協議会は、必要に応じて、有識者等に対して参加を求め、意見を聴くことができる。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(秘密保持義務)

第8条 協議会の委員その他協議会に関与する者又は関与していた者は、正当な理由なく、協議会において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、三重県健康福祉部障がい福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月17日から施行する。

市町の障害者差別解消法に基づく取組状況

		前回調査 (平成 28 年 2 月 16 日現在)	今回調査 (平成 28 年 8 月 1 日現在)
職員対応 要領の策定	策定済	1	19
	策定予定	18	4
	未定	10	6
	予定なし		
相談窓口 の設置	設置済	1	23
	設置予定	18	
	未定	10	6
	予定なし		
地域協議会 の設置	設置済		5
	設置予定	8	3
	未定	20	21
	予定なし	1	

今回の調査結果

職員対応要領の策定…策定済 65.5%

相談窓口の設置……………設置済 79.3%

地域協議会の設置……………設置済 17.2% (津市、志摩市、伊賀市、東員町、玉城町)